(2) 客室に設ける浴室、洗面所及び非常警報装置

目標となる指針			図面及び各項目の名称・番号等	設計内容	判定指針	留意事項
車椅子使用者に配慮した浴室の設置						車椅子使用者に配慮した客室に設けてください。 共同浴室のある宿泊施設には、設ける必要はありません。
浴室の構造	十分な床面積の確保			(内のり寸法)　×　m		
	浴槽、洗い場の適切な配置					
	脱衣用腰掛け台及び手すり等の設置			(腰掛け台)　・有　・無 (手すり)　・有　・無		
	滑りにくい床仕上材			(床仕上材)		
	円滑に操作できる水栓器具の設置			(設置の有無)　・有　・無		
	円滑に操作できる非常通報装置の設置			(設置の有無)　・有　・無		
	施錠装置の緊急解除装置の設置			(設置の有無)　・有　・無		
	脱衣場から洗い場に至る出入口の構造	内のり幅90ｃｍ以上		(内のり幅)　ｃｍ		
		車椅子使用者の通過に支障となる段を設けない。		(段の有無)　・有　・無		
洗面所の設置				(設置の有無)　・有　・無		車椅子使用者に配慮した客室に設けてください。
洗面所を設ける場合には、車椅子使用者に配慮した洗面所を設置						
洗面所の構造	十分な床面積の確保			(内のり寸法)　×　m		
	利用しやすい洗面器、手すり等の設置			(利用しやすい洗面器)　・有　・無 (手すり)　・有　・無		
非常警報装置の設置	視覚障害者及び聴覚障害者に非常事態を知らせる非常警報装置を設けた客室を客室総数の1％（200を超える場合は0.5％＋1）以上設置			(設置数)　室		「非常警報装置を設けた客室」は、「車椅子使用者に配慮した客室」とは別の客室としてください。

（注意）　1　目標となる指針の説明
不特定かつ多数の者が利用する宿泊施設だけが対象となります。